

市民  
向け

## 「令和7年8月10日からの大雨」により被災した 住宅の応急修理について

### ■応急修理とは

被災した住宅の屋根・外壁や台所・トイレなど日常生活に必要な最小限の部分の修理を行うことで、今後その住宅での生活が可能と見込まれる場合を対象とし、応急的な修理について支援する制度です。

### ■支援対象

り災証明書の区分で「全壊※」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」と記載されている住宅

※全壊の場合、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は支援の対象となります。

### ■支援内容

- ・全壊、大・中規模半壊、半壊 : 最大73万9千円（税込）
- ・準半壊 : 最大35万8千円（税込）

### ■申込書類

- ① 災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- ② 住宅の被害状況に関する申出書
- ③ 資力に関する申出書（様式第2号）
- ④ 修理見積書（様式第3号）
- ⑤ り災証明書（写）
- ⑥ 修理前の被害状況の写真

### ■申込期限

令和8年4月30日

説明用フォーム（QRコード）を作成していますので、  
申込前にご確認ください

説明用フォーム



#### 【よくあるお問い合わせ（対象とならないケース）】

- ★自分自身で修理を行った場合
- ★修理業者に支払いを完了してしまった場合

#### 【支援を受けられる場合の注意点】

- ★必ず「修理前の被害状況の写真」を撮影（スマートフォン等でも可）してください。
- ★申請をされる際には、必ず「り災証明書」が必要となります。
- ★市へご相談なく修理業者へ工事を依頼している場合、支援を受けられなくなる場合がありますので、事前の相談をお願いします。
- ★借家の場合は、条件が厳しくなっていますので、事前にご相談ください。

## 【応急修理の工事例（抜粋）】

### 1. 浸水した床の補修

床の補修と併せて行わざるを得ない畳の補修を含む。

### 2. 浸水した壁の補修

土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。壁の修理とともに断熱材や壁紙の補修

### 3. 壊れた基礎の補修

### 4. 浸水により壊れた建具の補修

破損したガラス、アルミサッシ、玄関扉

### 5. 壊れた給排気設備の取替

### 6. 上下水道配管の水漏れ部分の補修

配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む。

### 7. 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修

スイッチ、コンセント、プラケット、ガス栓、ジャックを含む。

### 8. 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替

設備の取替を行う場合は、同等品であれば差し支えない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。

### 9. 屋外給湯器

壊れた機器の交換を行う場合は、同等品であれば差支えない。

#### ※ 応急修理の基本的考え方

- ・ 今回の災害における被害と直接関係ある修理のみが対象です。

（例）○壊れた便器の取り替え

（被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理可。新規設置は、修理ではないため対象外。）

×古くなった壁紙の貼り替え

- ・ 壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要で欠くことのできない部分の破損箇所である場合は対象となります。